

「アスファルト混合物事前審査制度」 審査機関の公募公告

1. 公募概要

アスファルト混合物事前審査制度（以下、「本制度」という）は、アスファルト混合所から出荷されるアスファルト混合物を審査機関が事前に審査認定することにより、従来の工事毎、混合物毎に実施してきた基準試験練り等を省略できる制度である。

本制度の運用により発注者、施工者およびアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省略化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的としている。

本公告は、沖縄総合事務局開発建設部長が「アスファルト混合物事前審査制度」の適正な運用を図るため、審査機関の公募を行うものである。

2. 実施予定期間

本制度による審査機関の指定期間は、以下のとおり予定している。

【指定期間】

平成25年4月1日～平成29年3月31日【4年間】

3. 公募にあたっての資格要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書類の提出期限の日から審査機関決定の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) アスファルト混合物を製造する企業が審査機関に指定された場合には、自らが製造または資本関係・人的関係がある者が製造するアスファルト混合物について当該事前認定の審査をすることはできない。
- (5) 沖縄県内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- (6) 共同企業体で参加をする場合は、3.(1)から(5)に掲げる条件を満たした者により構成され、業務特性や地域特性に応じた分担業務となっている共同企業体であること。但し、構成員の数は3社までとする。
なお、共同企業体については、出資比率、構成員、構成員により決定した代表者を明示した書類(書式自由)を申請書類に添付すること。また、選定された場合においては、指定までに共同企業体協定書を選定者へ提出しなければならない。(提出しない場合は指定しない)
- (7) 単体企業について重複申請は認めない。(上記3.(1)～(5)の単体企業と3.(6)の共同企業体として重複した申請、また複数の共同企業体の構成員となること)
- (8) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- (9) 次に掲げる資格のいずれかを有する予定管理技術者を、業務全般の統括を行う者として、指定期間中1名配置できること。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門）
- ・博士（工学）
- ・一級土木施工管理技士
- ・一級舗装施工管理技術者
- ・土木学会特別上級、上級者又は1級技術者
- ・公共工物品質確保技術者
- ・公共工物品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工物品質確保技術者（Ⅱ）の資格を有する者。
- ・RCCM

（10）配置予定管理技術者に関する要件

- ①アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関において管理責任者としての実務経験を4年以上有する者。（同種）
- ②アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関の立入調査員としての実務経験を4年以上有する者。（類似）
- ③アスファルトの混合所の製造・品質管理の実務経験または舗装工事の担当技術者としての実務経験を13年以上有する者。（類似）

4. 本公告の問い合わせ先、公募要項交付及び申請書類提出先

（1）問い合わせ先及び公募担当部署

〒900-0006

（住所）那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課 品質評価係（担当係）

電話 098-866-0031（代表） 内線 （3266）

FAX 098-861-9914 E-mail mitabi710@ogb.cao.go.jp

（2）公募要項交付

上記（1）担当部署において交付する。

（3）公募要項交付期間

平成24年12月19日（水）から平成25年1月17日（木）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日（土）～1月3日（木））を除く毎日、10時00分から18時00分まで

（4）申請書類の提出等

1）提出先

4.（1）に同じ。

2）提出方法

上記の担当部署へ持参または、託送（配達記録の残るもの）に限る。

3）提出期間

平成24年12月19日（水）10時00分から平成25年1月17日（木）

18時まで

5. 選定者の決定方法

選定者の決定方法については、公募要項に示す評定項目（①配置予定管理技術者の資格及び専門技術力 ②実施方針 ③技術提案）及び評価方法に基づいて評価を行い決定する。

6. 審査機関の指定

本制度の公募の審査結果において、選定者を本制度の審査機関として指定する予定である。

7. その他

本制度の審査機関公募に係わる詳細は、公募要項による。

平成24年12月19日

沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫